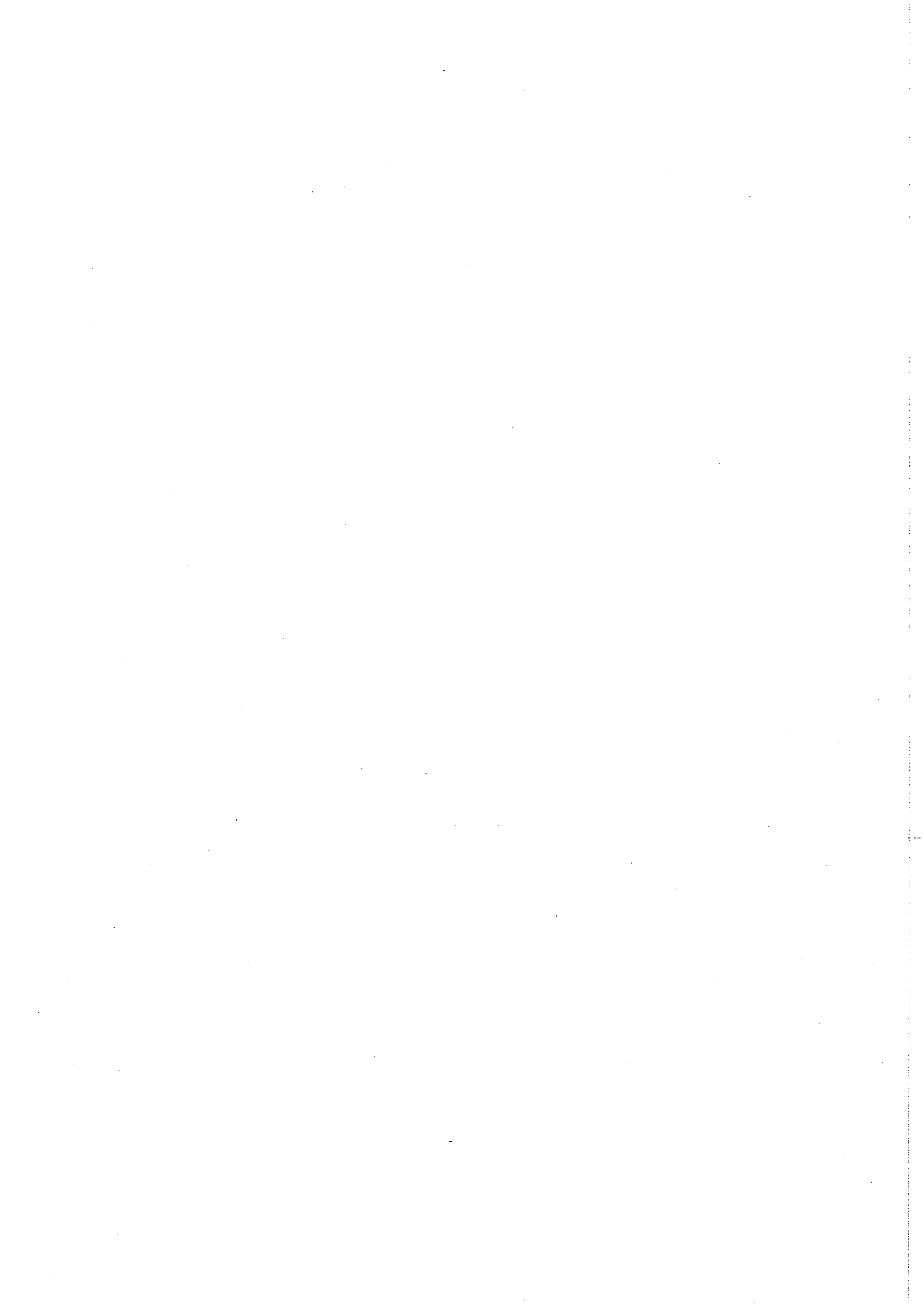


参 考 资 料



参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	9
第11表	短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	30

2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	39
第15表	職種別給与額等	40
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	47
第17表	職員給与と民間給与の較差	47
第18表	給与改定の状況	48
第19表	定期昇給の実施状況	48
第20表	昇給制度の状況	48
第21表	学歴別初任給	49
第22表	初任給の改定状況	49
第23表	特別給の支給状況	50
第24表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	50
第25表	家族手当の支給状況	50
第26表	住宅手当の支給状況	51
第27表	月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況	51
第28表	民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の取扱い	52

3 生計費関係資料

第29表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月）	53
------	-------------------------	----

4 労働経済関係資料

第30表	労働経済指標	54
------	--------	----

5 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子	給与勧告の骨子	56
勤務時間に関する勧告の骨子	勤務時間に関する勧告の骨子	58
公務員人事管理に関する報告の骨子	公務員人事管理に関する報告の骨子	59

1 職員給与関係資料

平成27年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	10,155	43.5	21.3
行政職給料表	3,168	43.2	21.3
公安職給料表	1,219	36.9	15.9
教育職給料表(1)	1,706	45.5	22.8
教育職給料表(2)	3,679	45.4	22.7
研究職給料表	156	41.5	18.1
医療職給料表(1)	22	43.1	18.6
医療職給料表(2)	118	40.4	17.1
医療職給料表(3)	49	39.8	16.0
海事職給料表	38	39.8	19.0

(注) 1 企業局に勤務する職員(39人)、病院局に勤務する職員(1,101人)及び現業職給料表の適用を受ける職員(182人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(46名:うちフルタイム勤務職員30名、短時間勤務職員16名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	83.6	4.0	12.3	0.0	61.6	38.4
行政職給料表	100.0	71.2	6.6	22.3	—	66.8	33.2
公安職給料表	100.0	55.9	3.8	40.3	0.1	92.0	8.0
教育職給料表(1)	100.0	95.1	2.3	2.6	—	58.0	42.0
教育職給料表(2)	100.0	99.2	0.8	—	—	48.6	51.4
研究職給料表	100.0	99.4	0.6	—	—	83.3	16.7
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	63.6	36.4
医療職給料表(2)	100.0	78.0	22.0	—	—	48.3	51.7
医療職給料表(3)	100.0	10.2	89.8	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	26.3	42.1	31.6	—	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	341,840 円
扶養手当	9,037
管理職手当	5,865
地域手当	423
その他の手当	8,833
合計	365,998

(注) 給料には、切替えに伴う差額及び教職調整額を含む。

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	310,460 円	302,115 円
扶養手当	9,296	10,499
管理職手当	8,232	4,914
地域手当	762	160
その他の手当	6,114	8,583
合計	334,864	326,271

(注) 給料には、切替えに伴う差額を含む。

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	379,679 円	367,864 円
扶 養 手 当	10,168	7,834
管 理 職 手 当	3,725	5,196
地 域 手 当	46	4
そ の 他 の 手 当	10,080	9,227
合 計	403,698	390,125

(注) 給料には、切替えに伴う差額及び教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	311,587 円	438,614 円
扶 養 手 当	11,362	11,023
管 理 職 手 当	4,923	33,432
地 域 手 当	0	72,460
そ の 他 の 手 当	8,784	249,792
合 計	336,656	805,321

(注) 給料には、切替えに伴う差額を含む。

区分 給与種目	医療職給料表（２）適用職員	医療職給料表（３）適用職員
給 料	289,566 円	286,408 円
扶 養 手 当	4,987	4,704
管 理 職 手 当	3,497	851
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	9,806	6,898
合 計	307,856	298,861

(注) 給料には、切替えに伴う差額を含む。

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	315,882 円
扶 養 手 当	13,842
管 理 職 手 当	1,647
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	9,684
合 計	341,055

(注) 給料には、切替えに伴う差額を含む。

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数			
	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
1 人	1,502 人	519 人	826 人	157 人
2 人	1,729	572	1,655	125
3 人	1,212	691	1,204	94
4 人	402	313	402	69
5 人	56	48	56	22
6人以上	8	6	8	7
計	4,909	2,149	4,151	474

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、18,695円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km 未 満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	98 人	48 人	2 人	1 人	10 人	2 人	2 人	1 人	0 人	0 人	0 人
受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額										
164 人	30,750 円										

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	教頭	部主事
受給者	人 13	人 48	人 159	人 184	人 18	人 219	人 0	人 129	人 28
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額	
職員の区分	理事監	参事監	総 合 事 務 所 課 長	総 合 事 務 所 室 長	検 査 専 門 員				
受給者	人 4	人 35	人 137	人 50	人 12	人 1,036	円 57,491		

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
人員 (構成比)	人 80 (100.0%)	人 27 (33.8%)	人 14 (17.5%)	人 2 (2.5%)	人 2 (2.5%)	人 4 (5.0%)	人 7 (8.8%)	人 2 (2.5%)	人 22 (27.5%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 53,730	円 56,847	円 53,454	円 55,738	円 32,604	円 27,818	円 17,196	円 6,362	円 72,460

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	1,946 人
手当月額11,000円未満の受給者	4
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	960
手当月額27,000円の受給者	982
手当受給者1人当たり平均手当月額	24,799 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	5 人	13,500 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	8,657 人
交通機関等のみを利用する者	330
交通用具のみを使用する者	8,167
交通機関等と交通用具を併用する者	160
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	16,610 円
交通用具の使用者1人当たり平均手当月額	8,256 円

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	3	人	人	3人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	6					5					1
教育職給料表(1)	14		5	9							
教育職給料表(2)	7			7							
給料表計	30										
60歳	21										
61歳	3										
62歳	4										
63歳	2										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	3	人	人	3人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	6					6					
教育職給料表(1)	5		1	4							
研究職給料表	1		1								
医療職給料表(2)	1			1							
給料表計	16										
60歳	8										
61歳	4										
62歳	2										
63歳	1										
64歳	1										

(注) 再任用職員のうち、短時間勤務職員の状況である。

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5				1					
6									
7									
8									
9	3							2	
10	2								
11									
12									
13									
14	6								
15	1								
16								2	2
17		3							1
18		6		1					1
19	8	7							1
20	1	5						1	1
21	2	4							2
22		28						2	2
23	2	7							1
24	6	1				1		1	
25	1	8				1			2
26	1	5							1
27		31					1	1	3
28		1	1					1	
29	37	12	1						
30	2	5						3	
31	3	42						3	
32	1	1	3					6	
33	1	4	3						
34	23	14	3				8	2	
35	7	39					2	3	
36	5	12	6				2	2	
37	6	18	12					1	
38	1	7					2	1	
39	42	37	4		1		4		
40	7	4	7				2	1	
41	7	12	19		1	1	1	7	
42	2	8	7				3		
43	10	31	7	1			1		
44	34	7	8				3		
45	2	9	26			2	1		
46	2	15	6	1	1				
47	6	27	18	1	1		2		
48	4	9	20	3	1	3			
49	41	13	20	3	2		3		
50		8	15	2		2	2		
51	1	25	14	5			1		
52	1	9	25	2	1	5			
53	1	21	15	2	2	17	4		
54		11	19	4	3	8			
55	1	38	26	9	5	4			
56		5	15	14	16	5			
57	1	7	29	8	17	7			
58		10	18	14	18	11			
59	1	23	28	23	21	17			
60	1	8	26	20	22	6			
61		6	30	18	31	4			
62		11	18	14	26	8			
63	2	20	24	13	27	6			
64	2	10	26	15	27	9			
65	2	6	29	8	33	13			
66	1	7	11	9	13	9			
67		9	26	3	18	9			
68	1	7	19	2	9	12			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69		5	22		4	26			
70	1	2	17		5	14			
71	1	15	21		5	15			
72	1	1	10		10	8			
73		5	10		3	16			
74	1	6	17		13	18			
75	2	13	7		12	41			
76		3	6		16	12			
77		2	12		21				
78	1	5	6		16				
79		6	8		16				
80	2	10	5		13				
81		5	7		9	2			
82		5	1		7				
83		8	10		9				
84	2	4	5		3				
85		5	1		4				
86		11	3		28				
87		2	8						
88		4	1						
89		4	3						
90		3	5						
91		4	10						
92		6	2						
93	2	2	6		1				
94		3	3						
95			11						
96		1	7						
97		7	10						
98		4	12						
99		6	9						
100		7	8						
101		3	11						
102		5	1						
103		3	8						
104			9						
105		7	4						
106		2	1						
107			4						
108		2							
109		3							
110		1	1						
111									
112		1	2						
113									
114									
115									
116									
117			7						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		8							
計	304	872	895	196	491	312	42	39	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,168人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	21								
8	1								
9									
10									
11	11								
12	4								
13	2								
14									
15									
16	2								
17	16		3						
18	1								
19	1	25							
20	1	3							
21	1	1	4						
22	20	2							
23	1	13	1		1				
24	3	3			2				
25	1	4	5						
26	1	4							
27	24	6	4						
28			2						
29	4	13	3						
30		1	1						
31	15	3	8	2					
32	2	3	3	2					
33	5		11	3					
34	1	17	4	3	1				
35	2	6	9	3	1				3
36	1	1	4	2	1				1
37	3	1	10	5	1				6
38	1	2	3	2	1				
39	6	21	5	3					
40	1	3	6	7					
41	1	2	13	8					
42		1	3	2	1				
43	2	12	7	3	1				
44		9	3	1	1		2		
45	1	4	16	5	1				
46		4	1	5	1		1		
47	1	7	11	7	1				
48	2	2	5	8	2				
49		4	9	11					
50		4	5	8	1				
51		7	11	6	1		1	3	
52		4	7	4	2		1		
53		3	5	6	2			2	
54			5	2	2		2	1	
55		8	7	8	2	1	1		
56		3	6	4			2	2	
57		2	14	4	1		1	6	
58		3	5	4		2	6		
59		1	3	6	1		1		
60		1	2	9	1	2	3		
61		2	2	4	1	3	3		
62			6	3		1	4		
63		1	9	2		2	5		
64			6	4			1		
65			2	2		1	5		
66		1	4	2	2		2		
67			3	2	1	3	3		
68				2	1		6		
69			2	5	2	2	3		
70			2	6		2	2		
71			1	3	2	6	1		
72			2	2	1	1	1		
73			1	1	2	2	1		
74				1	1	2	3		
75			1	3	1	4	8		
76			1	4	1	2			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78				3	1				
79				1	1				
80				2	1	2			
81			2	4	1	1			
82				3	2	2			
83				1		1			
84				6		1			
85				4					
86				3	2				
87				1		1			
88				1		1			
89				4		1			
90				3					
91				4					
92				2					
93				3					
94				3					
95				3					
96			1	3					
97				4					
98				2					
99			1	6					
100				2					
101				6					
102				1					
103				8					
104				10					
105				8					
106				7					
107				6					
108				5					
109				5					
110				5					
111				2					
112				5					
113				7					
114				6					
115			1	4					
116				2					
117			1	4					
118			1	3					
119			1	6					
120			1	1					
121				2					
122				7					
123				2					
124				2					
125			1	5					
126									
127									
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	159	217	277	376	52	45	69	14	10

適用職員数	1,219人
-------	--------

教育職給料表 (1)

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12					
13					
14					
15		4			
16					
17		2			
18		1			
19					
20		3			
21					
22		2			1
23					
24					
25		7			
26		1			
27		6			
28		1			
29		3			2
30					4
31		3			7
32		1			1
33		5			
34		1			3
35		6			3
36					1
37		4			4
38					
39		5			2
40		1			1
41		13			
42		1			
43		2			2
44		3			1
45		13			
46		1			
47		8			1
48		6			
49		10			
50		3			
51		7			
52		1			
53		11			
54		4		1	
55		9			
56		4		1	
57		27		2	
58		3		4	
59		8		6	
60		14		4	
61		33		3	
62	1	3		7	
63		9		9	
64		2		1	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65	2	17		2	
66		9		4	
67	1	14		3	
68		8		4	
69	2	34		3	
70		2			
71		14		4	
72		10			
73	1	27	1	3	
74		6		3	
75	1	20	1	3	
76	2	17	3	2	
77	2	25			
78		8	2		
79	1	30	8	1	
80	1	12	1	1	
81	3	30			
82	2	13	1		
83	1	21			
84		17			
85	2	30			
86	1	12			
87	1	28	1		
88	2	7	1		
89	1	41			
90		7			
91		19			
92		16			
93	2	28			
94		8			
95	3	12			
96	4	12			
97	3	23			
98	2	11			
99	1	26			
100	2	12			
101	2	15			
102	2	17			
103	3	27			
104		15			
105	5	20			
106		24			
107		39			
108		20			
109	2	29			
110	1	34			
111	1	39			
112		37			
113	2	17			
114	1	19			
115		35			
116		30			
117	1	34			
118		23			
119	1	22			
120		27			
121		25			
122		28			
123		14			
124		17			
125		4			
126		9			
127		7			
128		2			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
129		2			
130	1	2			
131		1			
132					
133		1			
134					
135	1				
136					
137		1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150	1				
151					
152					
153	1				
計	69	1,514	19	71	33

適用職員数	1,706人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		14			
18					2
19		3			1
20					
21					4
22		34			11
23					16
24		6			22
25					9
26					10
27		28			10
28		1			6
29		5			12
30					18
31		2			9
32		37			11
33					8
34		11			6
35		1			7
36		1			1
37		41			5
38		1			1
39		11			4
40		7			2
41		37			1
42		1			2
43		16			3
44		10			1
45		28			
46		5			1
47		22			1
48		4		1	1
49		26			1
50		5			
51		14			
52		7			
53		39			
54		2			
55		20			
56		7			
57		38			
58		2			
59		15			
60		11			
61		45			
62		7			
63		8			
64		11			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
65		24			
66		3		1	
67		21		1	
68		6		4	
69		37		6	
70		6	1	4	
71		22	1	9	
72		9		21	
73		49	3	12	
74		10		16	
75		17	2	11	
76		12	5	22	
77		45	4	15	
78		12		11	
79		13		10	
80		10	2	10	
81		40		7	
82		17		9	
83		25		10	
84		20	1	3	
85		48		5	
86		10		4	
87		28		5	
88		27			
89		46			
90		16			
91		22			
92		36			
93		58		1	
94		31			
95		33			
96		24			
97		48			
98		21			
99		32			
100		24			
101		45			
102		18			
103		26			
104		27			
105		52			
106		13			
107		28			
108		23			
109		41			
110		18			
111		23			
112		37			
113		50			
114		20			
115		45			
116		62			
117		50			
118		66			
119		108			
120		104			
121		89			
122		126			
123		116			
124		91			
125		54			
126		30			
127		38			
128		31			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		39			
130		58			
131		55			
132		28			
133		42			
134		34			
135		25			
136		17			
137		17			
138		10			
139		13			
140		6			
141		6			
142		5			
143		1			
144		3			
145					
146					
147					
148					
149		1			
計	0	3,276	19	198	186

適用職員数	3,679人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	2				
30					
31					
32	1				
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41	3				
42					
43	1				
44	3				
45		1			
46	2		1		
47			2	1	
48			1		
49	4				
50				2	
51	2	1	1		
52			3		
53		1		2	
54	1	1			
55	1	1	1	1	
56	3		5		
57	2	1	3		
58		3			
59	4				
60		2		1	
61			1		
62		2		1	
63	2		3		
64			1	1	

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		2			
66	2	1		1	
67					
68			1		
69	1			1	
70				1	
71	2	1			
72		1			
73		1			
74			2		
75	2			1	
76			2		
77			1		
78					
79	1		1		
80		3			
81					
82		2	1		
83	1	1			
84			1		
85			2		
86	1	1			
87	1				
88					
89		1			
90	1	1	1		
91	1	1	1		
92		2			
93		1			
94					
95		1			
96	1	1			
97					
98		2			
99	2	2			
100	1				
101	1	1			
102	1	1			
103	1	1			
104		1			
105	1				
106					
107		1			
108	2				
109	1	1			
110					
111	1				
112					
113					
114	1				
115					
116	1				
117					
118		1			
119					
120					
121					
122					
123					
124	1				
125					
126					
127	1				
128					
129					
130	1				
131	1				
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139	人	人	人	人	人
140	1				
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
計	63	45	35	13	0

適用職員数	156人
-------	------

医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	3			
22				
23		1		
24				
25	1			
26				
27			1	
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37	1		1	
38				
39		1		
40				
41				
42				
43				
44				
45	2		1	
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52	1			
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80			1	
81			7	
82				
83				
84				
85				
計	8	2	11	1

適用職員数	22人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10		1					
11							
12							
13							
14							
15		1					
16							
17		1					
18							
19							
20		1					
21		1					
22							
23							
24							
25		2					
26							
27		1					
28							
29							
30		1					
31							
32							
33							
34		1					
35		2					
36							1
37							
38		1					
39		3				1	
40				2			
41				1			
42						1	
43		1					
44		3		1			
45		1			1		
46		5			1		
47		3	1				
48					1		
49						1	
50		2	1				
51		3		1			
52			2		1		
53			1			1	
54				1	1		
55		3			1		
56			1				
57			2	3	3		
58		1			1		
59			2				1
60				1			1
61		1					
62				1			
63		3	1		1		
64		2			2		

号 給	職務の級						
	1	2	3	4	5	6	7
65				1			
66				1			
67				1			
68				2			
69							
70			2				
71					1		
72			1	1			
73				1			
74							
75	1	1					
76							
77		1					
78			1				
79		1					
80							
81							
82				1			
83				1			
84							
85							
86		1					
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94				1			
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		4					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	1	56	16	22	16	6	1

適用職員数	118人
-------	------

医療職給料表 (3)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31		2					
32		1					
33							
34							
35		1					
36							
37							
38		1					
39							
40							
41		2					
42		2					
43		1					
44							
45		1					
46							
47							
48							
49			1				
50		2					
51							
52		1					
53			1				
54		1					
55						1	
56							
57				1			
58		1					
59				1			
60		1					
61							
62							
63							
64		1			1		
65							
66		1					
67		1		1			
68							
69							
70		1			1		
71							
72		1					
73							
74			1				
75							
76		2	1				
77							
78		2					
79							
80							

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82				1			
83		1					
84							
85							
86							
87		1					
88		1					
89							
90							
91							
92							
93		1					
94			1				
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104		1					
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111		1					
112							
113		1					
114							
115		1					
116							
117		1					
118							
119							
120							
121		1					
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	37	5	4	2	1	0

適用職員数	49人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19		1			
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26		1	1		
27					
28					
29					
30					
31		1			
32		1			
33		1			
34					
35					
36				1	
37					
38					
39	1				
40		1			
41		1		1	1
42		1		1	
43					
44					
45		1			
46				1	
47	1			1	
48				1	
49	1				
50		1			
51			2		
52			1		
53		1			
54					
55	1				
56			1		
57			1		
58					
59				1	
60					
61			1		
62					
63					
64					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66					
67		1			
68					
69	1	1			
70					
71					
72			1		
73		1			
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81				1	
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98		1			
99		1			
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	5	16	8	8	1

適用職員数	38人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	3									3
19歳	8									8
20歳	8									8
21歳	6									6
22歳	33									33
23歳	33									33
24歳	49									49
25歳	54									54
26歳	53	2								55
27歳	19	27								46
28歳	5	35								40
29歳	8	41								49
30歳	4	51								55
31歳	2	58								60
32歳	1	64		1						66
33歳	3	57	1							61
34歳	1	65	12							78
35歳	3	63	19			1				86
36歳		53	30	1						84
37歳		41	41			1				83
38歳	1	37	53							91
39歳	3	41	45					1		90
40歳	2	19	61	2	1			1		86
41歳		33	86	1	1					121
42歳	1	24	77	11		1		1		115
43歳		28	88	16	3					135
44歳	1	25	56	11	7	1				101
45歳		17	56	23	12					108
46歳		13	50	19	23	2				107
47歳		15	30	24	26	4	1			100
48歳	1	13	30	20	28	8				100
49歳		9	25	17	53	6				110
50歳		7	28	13	42	14	2			106
51歳	1	14	22	7	39	18	3			104
52歳		4	16	10	50	27	2	1		110
53歳	1	10	18	4	50	33	1	3		120
54歳		2	11	6	35	37	5	5		101
55歳		2	17	4	34	45	7	6	1	116
56歳			3	1	24	26	4	6	5	69
57歳			5	1	23	32	3	6	2	72
58歳		1	6	2	22	24	10	6	5	76
59歳		1	9	2	18	32	4	3	4	73
60歳以上										
計	304	872	895	196	491	312	42	39	17	3,168

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

年 齢	職務の級									計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
18歳	20									20
19歳	17									17
20歳	17									17
21歳	28									28
22歳	27	20								47
23歳	21	17								38
24歳	6	29	2							37
25歳	11	20	8							39
26歳	3	31	8							42
27歳	3	18	16							37
28歳	2	16	22							40
29歳	3	17	30							50
30歳		14	25	2						41
31歳	1	11	24	6						42
32歳		7	24	13						44
33歳		11	14	16						41
34歳		3	16	17	1					37
35歳		2	22	18						42
36歳			21	16	2					39
37歳		1	15	21	3					40
38歳			9	19	2					30
39歳			3	17	4					24
40歳			5	23	4	1				33
41歳			3	7	3					13
42歳				10	8		1			19
43歳			1	17	2	1	1			22
44歳			1	15		1	2			19
45歳				11		6	3			20
46歳			1	8	2	1	3			15
47歳				2		5	4			11
48歳				4		2	4			10
49歳				11	5	1	2			19
50歳				19	1	7	5			32
51歳			2	6	2	2	9			21
52歳			1	10	1	2	5			19
53歳			1	12	6	2	5			26
54歳			2	13	1	4	4	4		28
55歳				11	2	3	2	2	1	21
56歳				14	1		5	3	2	25
57歳			1	14	2	4	5	1	3	30
58歳				13		1	6	1	2	23
59歳				11		2	3	3	2	21
60歳以上										
計	159	217	277	376	52	45	69	14	10	1,219

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳		1				1
24歳		6				6
25歳		4				4
26歳		12				12
27歳		9				9
28歳		7				7
29歳		6				6
30歳		21				21
31歳	2	20				22
32歳	2	23				25
33歳	2	22				24
34歳	2	40				42
35歳	3	56				59
36歳	5	41				46
37歳	3	55				58
38歳	3	36				39
39歳	2	59				61
40歳	5	59				64
41歳	6	56				62
42歳	9	73				82
43歳	7	69				76
44歳	5	68				73
45歳	3	69				72
46歳		54				54
47歳	1	76	2			79
48歳		58	2			60
49歳		59	7	3		69
50歳		72	1	4		77
51歳	2	57	2	7	1	69
52歳	2	67		6	1	76
53歳		63	1	8	1	73
54歳	2	49		15	2	68
55歳		39	2	4	3	48
56歳	1	34	1	8	5	49
57歳		27		9	8	44
58歳	1	26		5	7	39
59歳	1	21	1	2	5	30
60歳以上						
計	69	1,514	19	71	33	1,706

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		13				13
23歳		36				36
24歳		35				35
25歳		45				45
26歳		56				56
27歳		55				55
28歳		48				48
29歳		60				60
30歳		61				61
31歳		58				58
32歳		73				73
33歳		45				45
34歳		67				67
35歳		76				76
36歳		86				86
37歳		66				66
38歳		95				95
39歳		101				101
40歳		114				114
41歳		85				85
42歳		85				85
43歳		112				112
44歳		113				113
45歳		101				101
46歳		99	1			100
47歳		134	2			136
48歳		111	2	1		114
49歳		146	5	3		154
50歳		150	1	5		156
51歳		145	5	12		162
52歳		122	2	25		149
53歳		139		32	6	177
54歳		132	1	29	15	177
55歳		104		28	23	155
56歳		102		20	26	148
57歳		87		16	39	142
58歳		65		18	41	124
59歳		52		9	36	97
60歳以上		2				2
計	0	3,276	19	198	186	3,679

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	2					2
23歳						
24歳						
25歳	7					7
26歳	6					6
27歳	4					4
28歳	4					4
29歳	3					3
30歳	6					6
31歳	1					1
32歳	4					4
33歳		1				1
34歳	3	2				5
35歳	1	1				2
36歳	1	2				3
37歳	1	1				2
38歳	2	1				3
39歳	5	4				9
40歳	5	1				6
41歳		2				2
42歳		5	1			6
43歳	3	8				11
44歳	1	3	5			9
45歳	1	4	1			6
46歳		1	4			5
47歳	1	3	4			8
48歳		1	3			4
49歳		2	5			7
50歳	1	1	2	1		5
51歳		1	1			2
52歳	1		3	1		5
53歳		1	1	1		3
54歳			2	2		4
55歳				2		2
56歳			1			1
57歳			2	1		3
58歳				3		3
59歳				2		2
60歳以上						
計	63	45	35	13	0	156

医療職給料表 (1)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳	1				1
26歳					
27歳	2				2
28歳					
29歳	1				1
30歳					
31歳					
32歳	2	1			3
33歳					
34歳	1				1
35歳		1			1
36歳			1		1
37歳					
38歳	1				1
39歳					
40歳			1		1
41歳					
42歳			1		1
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳					
49歳					
50歳			1		1
51歳			1		1
52歳					
53歳					
54歳			1		1
55歳			1		1
56歳			1		1
57歳					
58歳				1	1
59歳			1		1
60歳以上			2		2
計	8	2	11	1	22

医療職給料表 (2)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳		2						2
24歳		1						1
25歳		1						1
26歳		2						2
27歳		1						1
28歳		4						4
29歳		1						1
30歳		2						2
31歳		7						7
32歳		4						4
33歳		8						8
34歳	1	5						6
35歳		1						1
36歳		4	1	1				6
37歳		3	3	1				7
38歳			2	1				3
39歳		3	4					7
40歳		1		4				5
41歳		1		2				3
42歳			1	1	1			3
43歳		1	1	2	1			5
44歳				1	3			4
45歳					1			1
46歳			1	3	2			6
47歳			1	1	2			4
48歳					1			1
49歳		1	2			1		4
50歳				2				2
51歳					2			2
52歳		2		1		1		4
53歳					2			2
54歳		1						1
55歳				2	1			3
56歳								
57歳						1		1
58歳						2		2
59歳						1	1	2
60歳以上								
計	1	56	16	22	16	6	1	118

医療職給料表 (3)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳								
26歳		2						2
27歳		1						1
28歳		2						2
29歳								
30歳		5						5
31歳		2						2
32歳		2						2
33歳								
34歳		1						1
35歳		2						2
36歳		2						2
37歳		2	1					3
38歳		1						1
39歳								
40歳		1						1
41歳		3						3
42歳			2	2				4
43歳				1				1
44歳		1						1
45歳		2						2
46歳								
47歳		3	1		1			5
48歳		2						2
49歳			1		1			2
50歳		1						1
51歳		1		1				2
52歳		1						1
53歳								
54歳						1		1
55歳								
56歳								
57歳								
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	37	5	4	2	1	0	49

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	1					1
23歳						
24歳	2					2
25歳						
26歳		1				1
27歳	1					1
28歳		1				1
29歳		3				3
30歳	1	1				2
31歳		2	1			3
32歳						
33歳		1				1
34歳		1				1
35歳						
36歳		1				1
37歳			1			1
38歳						
39歳						
40歳						
41歳		1				1
42歳		1	1			2
43歳			1	1		2
44歳			1	1		2
45歳						
46歳		2		1		3
47歳			1			1
48歳						
49歳						
50歳				2		2
51歳				2		2
52歳		1				1
53歳						
54歳						
55歳			1			1
56歳				1		1
57歳			1			1
58歳						
59歳					1	1
60歳以上						
計	5	16	8	8	1	38

2 民間給与関係資料

平成27年職種別民間給与実態調査の結果

平成27年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された216事業所の中から無作為に抽出した153事業所（うち15事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人 ～99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	1	—	—	—	—	1
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	8	2	—	—	3	3
製 造 業	57	1	2	4	33	17
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	25	8	1	3	8	5
卸 売 ・ 小 売 業	11	2	—	—	7	2
金融・保険業、不動産業	5	—	1	1	3	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	30	—	3	10	11	6
合 計	138	13	7	18	66	34

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きま って支 給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	11	53.7	702,099	0	702,099	
	6	54.5	776,968	0	776,968	
	-	-	-	-	-	
	5	52.4	583,745	0	583,745	
	-	-	-	-	-	
	2	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	2	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
	100	52.6	521,698	287	521,411	
69	52.7	529,832	416	529,416		
8	53.5	471,446	0	471,446		
23	52.0	515,070	0	515,070		
-	-	-	-	-		
49	52.5	549,373	966	548,407		
27	52.5	560,459	267	560,192		
4	52.2	507,165	0	507,165		
17	52.0	544,075	2,376	541,699		
1	*	*	*	*		
-	-	-	-	-		
54	51.3	475,869	738	475,131	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
44	51.0	489,898	902	488,996		
2	56.0	370,326	0	370,326		
8	52.2	422,050	0	422,050		
-	-	-	-	-		
14	55.2	551,925	113	551,812		
9	53.5	579,851	180	579,671		
2	*	*	*	*		
3	60.2	367,300	0	367,300		
-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-		
191	49.1	493,304	5,894	487,410		構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
110	48.1	483,475	2,706	480,769		
14	49.1	523,771	12,083	511,688		
67	50.9	503,200	9,939	493,261		
-	-	-	-	-		
108	49.3	509,683	8,424	501,259		
58	48.5	475,005	7,561	467,444		
11	45.9	599,304	16,069	583,235		
39	51.3	529,974	7,311	522,663		
-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-		

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第15表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。(第15表共通)
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)			
							円	円
事務課長代理	人	歳				前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）		
	110	47.3	440,296	57,348	382,948			
	63	43.5	394,069	47,100	346,969			
	9	47.6	444,914	38,356	406,558			
	38	53.1	509,666	77,343	432,323			
	-	-	-	-	-			
	29	48.2	481,980	55,670	426,310			
	13	44.4	402,653	23,266	379,387			
	4	48.3	501,604	116,781	384,823			
	12	51.9	551,899	65,684	486,215			
	-	-	-	-	-			
	事務係長	281	44.5	367,611	43,760		323,851	係の長又は係長級専門職
107		41.9	363,412	43,276	320,136			
40		46.1	351,236	36,303	314,933			
134		46.4	375,911	46,306	329,605			
-		-	-	-	-			
150		44.9	431,560	68,610	362,950			
60		42.2	385,050	55,420	329,630			
13		44.7	448,237	78,458	369,779			
77		46.7	459,561	75,784	383,777			
-		-	-	-	-			
事務主任		232	42.3	308,419	28,107	280,312	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	
		79	39.3	302,228	23,994	278,234		
	39	42.6	294,230	27,886	266,344			
	113	43.9	316,667	30,758	285,909			
	1	*	*	*	*			
	168	41.5	390,178	69,128	321,050			
	68	39.8	373,282	69,521	303,761			
	15	41.6	344,484	33,332	311,152			
	85	42.8	410,567	74,664	335,903			
	-	-	-	-	-			
	事務係員	1,181	38.2	265,912	25,634	240,278		
		430	34.7	274,743	29,307	245,436		
190		38.8	239,857	20,046	219,811			
559		40.6	268,032	24,615	243,417			
2		27.9	264,301	83,005	181,296			
781		37.9	342,648	59,015	283,633			
324		37.0	355,108	61,092	294,016			
110		37.4	331,297	66,963	264,334			
345		38.8	336,153	55,388	280,765			
-		-	-	-	-			
2		*	*	*	*			

- (注) 4 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。
- 5 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	11	53.7	702,099	0	702,099	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	39	53.0	581,868	629	581,239	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	14	53.9	654,007	0	654,007	
事 務 部 次 長	16	51.9	498,016	1,435	496,581	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	5	51.8	647,574	0	647,574	
事 務 課 長	99	48.8	525,581	5,927	519,654	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	60	49.5	557,453	8,763	548,690	
事 務 課 長 代 理	67	48.2	467,545	68,072	399,473	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	17	49.8	533,974	59,183	474,791	
事 務 係 長	115	44.3	397,501	51,813	345,688	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	84	45.8	473,177	80,304	392,873	
事 務 主 任	59	41.6	361,633	40,273	321,360	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	60	40.6	459,027	77,611	381,416	
事 務 係 員	355	36.5	293,137	35,920	257,217	
技 術 係 員	290	36.9	392,759	77,458	315,301	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	55	52.1	468,539	22	468,517	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	27	51.8	518,570	957	517,613	
事 務 部 次 長	32	50.2	448,785	344	448,441	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	5	56.9	578,312	349	577,963	
事 務 課 長	73	50.0	449,748	5,999	443,749	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	37	49.9	460,118	9,015	451,103	
事 務 課 長 代 理	36	45.8	371,233	29,526	341,707	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	9	45.0	377,613	31,115	346,498	
事 務 係 長	130	44.8	337,106	35,555	301,551	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	49	44.3	380,934	57,695	323,239	
事 務 主 任	133	42.4	285,586	22,312	263,274	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	79	42.9	365,494	70,173	295,321	
事 務 係 員	659	39.6	256,498	20,194	236,304	
技 術 係 員	401	38.9	320,631	50,094	270,537	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	6	53.7	531,020	0	531,020	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	8	52.3	427,036	2,994	424,042	
事 務 部 次 長	6	54.8	530,235	250	529,985	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	4	58.3	381,413	0	381,413	
事 務 課 長	19	48.3	421,756	5,298	416,458	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	11	45.8	367,869	4,558	363,311	
事 務 課 長 代 理	7	43.1	394,329	42,122	352,207	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
技 術 課 長 代 理	3	46.5	422,207	99,040	323,167	
事 務 係 長	36	44.8	354,141	40,083	314,058	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	17	41.2	326,318	30,710	295,608	
事 務 主 任	40	43.0	289,850	25,729	264,121	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	29	39.0	309,047	45,208	263,839	
事 務 係 員	167	37.8	223,594	17,487	206,107	
技 術 係 員	90	35.8	264,494	35,732	228,762	

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	4	46.5	215,491	4,013	211,478	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動 車 運 転 手	2	*	*	*	*	
	守 衛	7	55.8	293,011	34,875	258,136	
	用 務 員	3	51.2	217,976	3,976	214,000	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	6	56.8	1,314,347	59,161	1,255,186	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	3	48.2	420,237	0	420,237	部下に薬剤師2人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 劑 師	16	36.6	355,933	8,125	347,808	
	診療放射線技師	24	41.9	333,677	30,723	302,954	
	臨床検査技師	23	47.5	286,028	12,974	273,054	
	栄養士	23	39.2	232,364	3,344	229,020	
	理学療法士	78	32.1	268,924	15,087	253,837	
	作業療法士	63	31.1	257,300	12,979	244,321	
	総看護師長	6	55.0	544,929	18,905	526,024	部下に看護師長5人以上
	看護師長	54	50.9	405,197	45,691	359,506	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	152	40.7	315,569	38,915	276,654	
	准看護師	115	45.0	285,272	30,351	254,921	
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	54.5	486,746	1,067	485,679	
	高等学校教諭	41	46.9	414,137	7,783	406,354	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課 長	課 長
5級			
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民 間 給 与 ①	職 員 給 与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
340,867 円	336,614 円	4,253 円 (1.26 %)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員		35.6	10.1	0.0	54.3
課長級		28.9	11.6	0.0	59.5

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係員		87.0	86.1	23.5	7.9	54.7	0.9	13.0
課長級		79.9	78.0	21.2	7.1	49.8	1.9	20.1

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度 あ り	昇給制度 な し			
				自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規 模 計		89.8	38.0	74.0	36.4	10.2
	500人以上		88.1	34.7	74.1	34.0	11.9
	100人以上500人未満		95.0	44.1	74.7	39.4	5.0
	100人未満		81.8	30.4	72.7	33.4	18.2
課長級	規 模 計		84.0	33.4	69.7	31.3	16.0
	500人以上		78.7	25.5	67.4	26.8	21.3
	100人以上500人未満		90.2	43.3	69.7	36.4	9.8
	100人未満		78.7	24.3	72.7	27.3	21.3

(注) 1 昇給制度の内容は、複数回答である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は昇給制度ありとして集計した。

第21表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	187,017
	短 大 卒	162,837
	高 校 卒	154,681

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第22表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
			増 額	据 置	減 額	
大 学 卒	規 模 計	24.9	(33.6)	(66.4)	(0.0)	75.1
	500人以上	18.9	(34.2)	(65.8)	(0.0)	81.1
	100人以上500人未満	29.4	(31.8)	(68.2)	(0.0)	70.6
	100人未満	23.6	(37.5)	(62.5)	(0.0)	76.4
高 校 卒	規 模 計	16.9	(46.7)	(53.3)	(0.0)	83.1
	500人以上	4.9	(44.4)	(55.6)	(0.0)	95.1
	100人以上500人未満	19.8	(56.4)	(43.6)	(0.0)	80.2
	100人未満	26.5	(33.3)	(66.7)	(0.0)	73.5

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第23表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	2.13	2.18	2.01	2.35
上半期	1.96	2.16	1.85	1.08
年間の計	4.09	4.33	3.85	3.43

(注) 1 下半期は平成26年8月から平成27年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第24表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	規模計	52.6	47.4	55.7	44.3	60.4	39.6
	500人以上	46.6	53.4	49.2	50.8	62.4	37.6
	100人以上500人未満	58.1	41.9	61.5	38.5	63.3	36.7
	100人未満	50.2	49.8	52.6	47.4	51.8	48.2

第25表 家族手当の支給状況

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,411
配偶者と子1人	15,029
配偶者と子2人	19,001

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第26表 住宅手当の支給状況

(単位：円)

支給の有無	事業所割合
支給	50.0
非支給	50.0
借家・借間居住者に対する住宅手当月額 最高支給額の中位層	20,000円以上21,000円未満

第27表 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員割合		(参考) 適用事業所割合	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	6.9	6.9	7.9	7.9
30%	13.7	20.6	11.6	19.5
29%	0.0	20.6	0.0	19.5
28%	0.0	20.6	0.0	19.5
27%	0.0	20.6	0.0	19.5
26%	0.0	20.6	0.0	19.5
25%	79.4	100.0	80.4	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第28表 民間における公的年金が支給されない再雇用者(フルタイム勤務)の給与水準の取扱い

(単位：%)

	公的年金が支給される同じ職種・職員のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与水準	87.8	9.9	2.3	-
年間賞与水準	75.8	6.8	4.5	12.9
年間給与水準	84.7	9.0	6.3	-

3 生計費関係資料

第29表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,400	31,110	41,850	52,600	63,270
住居関係費	32,650	44,040	38,080	32,090	26,130
被服・履物費	2,870	3,600	4,740	5,880	7,010
雑費 I	20,480	27,560	41,900	56,240	70,580
雑費 II	12,190	24,900	28,460	31,940	35,500
計	93,590	131,210	155,030	178,750	202,490

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・平成27年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

4 労働経済関係資料

第30表 労働経済指標

項目		年月		平成25年度	平成26年度	平成26年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		前年度比・前 年同月比(%)												
① 常用雇用指数 (調査産業計)				0.0	0.5	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	
② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)		0.97	1.11	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	
	鳥取県	(倍)		0.85	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99	0.98	0.97	0.96	0.99	
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	3.9	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.5	3.6	3.5	3.5	
④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)		289.5	290.8	294.9	290.8	291.9	291.9	290.7	291.7	292.9	292.4	
		前年度比・前 年同月比(%)		△ 0.5	0.3	0.1	0.2	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.1	
	鳥取県	(千円)		245.5	250.8	250.3	243.3	248.0	250.0	245.9	247.2	250.2	251.9	
		前年度比・前 年同月比(%)		0.5	2.1	0.7	0.9	0.7	1.5	△ 0.4	0.6	2.6	2.9	
⑤ 所定内給与	調査 産業計	全国	(千円)		264.6	265.4	268.3	265.7	266.9	266.6	266.2	267.3	267.2	266.2
			前年度比・前 年同月比(%)		△ 0.9	0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	△ 0.1
		鳥取県	(千円)		227.9	233.6	231.4	227.8	231.0	233.5	229.2	231.7	233.8	233.9
	一般 労働者	全国	前年度比・前 年同月比(%)		△ 0.0	2.5	0.3	1.1	1.0	1.8	△ 0.2	1.2	3.2	3.1
			(千円)		△ 0.5	0.5	0.1	0.4	0.4	0.7	0.4	0.9	0.5	0.3
		鳥取県	(千円)		264.6	269.8	268.6	264.0	267.4	267.8	264.9	269.5	272.1	272.0
⑥ 所定外給与 (調査産業計)	全国	(千円)		24.9	25.4	26.7	25.1	25.0	25.2	24.5	24.4	25.6	26.2	
		前年度比・前 年同月比(%)		3.8	1.9	5.8	4.2	3.0	3.4	0.9	1.9	1.3	1.4	
	鳥取県	(千円)		17.6	17.1	18.8	15.5	17.0	16.6	16.6	15.5	16.4	18.0	
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		149.5	149.3	153.5	147.5	152.9	155.6	145.2	148.2	153.7	149.1	
	鳥取県	(時間)		152.1	151.6	156.4	148.1	154.7	156.9	146.2	148.7	154.2	149.8	
⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		12.6	12.8	13.4	12.5	12.4	12.6	12.0	12.4	12.8	13.0	
	鳥取県	(時間)		10.1	9.4	10.5	9.2	9.1	9.4	9.0	8.7	8.7	9.7	
⑨ 消費支出	全国	二人以上 の世帯	(千円)		290.8	291.9	302.6	272.2	273.8	280.7	282.9	276.4	288.3	280.9
			前年度比・前 年同月比(%)		1.5	0.4	△ 0.6	△ 3.9	1.2	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.6	△ 0.6	0.2
		二人以上 の世帯のうち 勤労者世帯	(千円)		318.7	318.7	329.5	293.5	296.0	311.5	306.1	303.6	314.5	306.2
			前年度比・前 年同月比(%)		1.4	0.0	△ 3.1	△ 4.7	△ 0.1	0.5	△ 2.1	△ 3.5	0.1	2.1
	鳥取市	二人以上 の世帯	(千円)		264.8	267.5	279.4	273.7	238.1	262.4	246.4	248.3	278.9	246.3
			二人以上 の世帯のうち 勤労者世帯	(千円)		290.6	274.6	301.4	254.1	247.2	312.7	244.3	285.4	275.3
⑩ 消費者物価指数 (総合)	全国	前年度比・前 年同月比(%)		0.9	2.9	3.4	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2	2.9	2.4	
	鳥取市	前年度比・前 年同月比(%)		0.8	2.9	3.2	3.2	3.7	3.2	3.4	3.0	2.8	2.2	
⑪ 国内企業物価指数			前年度比・前 年同月比(%)		1.9	2.8	4.2	4.4	4.5	4.4	4.0	3.6	2.9	2.6

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率については、平成22年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

12月	平成27年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	資料出所	
0.4	0.7	0.9	0.6	1.0	0.9	0.9	1.0	厚生労働省(毎月勤労統計調査)	
1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19	1.19	1.21	厚生労働省	
1.05	1.03	1.08	1.08	1.08	1.16	1.17	1.15		
3.4	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3	3.4	3.3	総務省(労働力調査)	
292.9	286.0	285.6	288.2	292.5	286.8	290.1	289.4	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)	
0.4	0.6	0.2	0.2	0.5	0.0	0.8	0.6		
256.5	252.5	257.8	255.7	260.5	254.3	257.6	258.7		
3.9	3.7	4.5	3.9	3.9	4.3	3.5	3.2		
266.5	260.8	260.5	262.9	266.5	262.6	265.5	264.5		
0.4	0.5	0.2	0.4	0.6	0.3	0.8	0.7		
237.2	235.4	239.8	238.9	243.0	237.4	240.4	242.7		
4.0	4.1	5.2	4.9	4.8	4.1	3.7	3.7		
0.8	0.5	0.5	0.7	0.7	0.3	1.0	1.0		
275.6	268.6	274.0	273.2	276.6	270.1	271.9	274.4		
26.4	25.2	25.1	25.4	26.0	24.3	24.6	24.9		
1.1	1.4	0.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1	0.0		
19.2	17.2	18.0	16.8	17.5	16.8	17.3	16.0		
147.9	141.4	145.4	150.4	155.8	143.0	153.4	155.5		
152.0	143.1	152.0	156.6	161.0	146.5	160.9	156.4		
13.4	12.7	12.8	13.3	13.4	12.5	12.6	12.7		
11.0	9.3	9.3	9.4	9.4	9.0	9.0	8.9		
333.3	289.3	266.3	318.3	301.1	287.3	269.3	282.1		総務省(家計調査)
△ 0.4	△ 2.9	△ 0.5	△ 7.9	△ 0.5	5.5	△ 1.7	0.5		
357.8	320.0	291.4	352.2	333.1	317.2	293.4	315.5		
△ 0.1	△ 1.8	△ 1.1	△ 8.4	1.1	8.1	△ 0.9	1.3		
313.0	263.4	277.2	282.6	262.0	285.4	291.0	260.6		
320.0	241.2	278.0	277.7	286.9	303.5	318.2	264.5	総務省	
2.4	2.4	2.2	2.3	0.6	0.5	0.4	0.2		
2.8	2.4	2.2	2.6	0.9	1.3	0.4	0.5		
1.8	0.3	0.4	0.7	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.1	日本銀行	

5 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳]

[俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数 4.10月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.75月 (支給済み)	0.85月 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

III 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

勤務時間に関する勧告の骨子

○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充
(平成28年4月実施)

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的なイメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

